

## 福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託 仕様書

### 1 業務名

福山ブランド認定品・登録活動発信業務

### 2 業務の目的

福山市では、魅力あふれる都市のイメージの確立を目的に、2014年（平成26年）3月に「福山市都市ブランド戦略」を策定し、「ひとつづくり」「ものづくり」「まちづくり」「認定」「発信」の5つの柱に基づき事業を進めている。

戦略においては、福山ブランド認定品・登録活動を効果的に主に市内に発信し、「福山ブランド」の認知度を向上させるとともに、認定品の販路拡大及び登録活動の広がりを生み、本市の都市イメージの向上に繋げることを目的としている。

そのため本業務では「福山ブランド」の認定品・登録活動の「未認知層に対する情報発信」及び「ブランドとしての認識に到るまでの離脱防止」、「福山ブランドの浸透によるシビックプライドの醸成」に寄与する情報資産やUser Generated Contents（以下UGCと記す）の生成を念頭においた業務の実施を目標とする。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から2022年（令和4年）3月14日（月）まで（成果物の納期は別途定める。）

### 4 業務内容

プロモーションアイテムの制作、展示会実施及びこれらに伴う取材

#### ア ポスター作成

- ・ 第7回福山ブランド認定品・登録活動及び福山ブランド認定・登録制度を紹介するポスターを作成すること。また、内容が認知・興味に結びつくものであること。

仕上げ：B2

校正：文字校正1回，色校正1回

数量：1種類につき7部（福山ブランド第7回認定品・登録活動10事業所と福山ブランド制度を含めた11種類を想定。作成時は実際に認定となった事業者の数と福山ブランド分作成）

#### イ リーフレットデータの作成

- ・ 未認知層に訴求し、4～7回認定・登録事業者の認知・興味に結びつける内容にすること。
- ・ 両面構成で片面は各ブランド認定事業者，裏面は4～7回認定・登録事業者の一覧という構成。
- ・ 納品は実際の紙パンフレットではなくデータで各事業者分。

#### ウ 第7回福山ブランド認定・登録事業者紹介動画制作

- ・ 第7回福山ブランド認定・登録事業者の紹介動画制作（福山ブランド第7回認定品・登録活動10事業所と福山ブランド制度を含めた11種類を想定。制作時は実際に認定となった事業者の数と福山ブランド制度分制作）。

- ・ 動画の長さは30秒程度以上のもの。各認定・登録事業者のポリシーや挑戦、認定・登録内容等を多角的にキュレーションすることで、福山ブランドへの興味・推奨に結び付く内容であること。

#### エ 福山ブランドの展示会の企画及びプロモーションアイテムの作成

- ・ 全2回分を目途に福山ブランドの展示会の企画の提案をすること。全2回の展示の内、1回は第7回福山ブランドに関して紹介する企画とすること。

#### オ プロモーションアイテムの制作等に伴う取材及び、認定・登録団体との連絡調整

- ・ 前項ア～エに掲げる制作に伴う取材撮影を行うこと。なお、福山ブランドサイト (<http://fukuyama-brand.jp/>) の更新に必要な情報もこの取材にて取得し、データを制作すること。
- ・ 取材撮影に必要な認定・登録団体との連絡調整を行うこと。

※ 「ポスト・コロナ」「ウィズ・コロナ」に伴う、社会変革に対し人々にどのような意識の変化や関心が生じているか根拠を記し、併せて生じた、意識の変化や関心について、プロモーション上でテーマとなる言葉を記し、そのキーワードに配慮した内容を提案すること。

※ 福山ブランド認定品・登録活動を未認知層向けに、認知・体験・推奨といった点を意識し、シビックプライドの醸成に寄与するものであること。また、企画はUGCの発生を促すものとする。

## 5 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所

## 6 執行体制

- (1) 受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
- (2) 4に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

## 7 納入物件と納期

- (1) 実施体制図・委託業務実施計画書
- (2) 納期：納期は、提案のあった制作物ごとに別途協議により決定する。
- (3) 業務完了報告書

※受注者との協議等に基づき詳細を決定する。

※納品物件は紙媒体及びデータで提出すること。

## 8 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的

著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

#### 9 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 11 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。